

匿名介護情報等の提供等に関する 検討状況について（報告）

令和4年3月24日
厚生労働省老健局

1. 匿名介護情報等の提供に関する専門委員会等について

- 平成30年度から、介護DBに収集している要介護認定情報、介護レセプト等情報の第三者提供を開始。
- 提供申出については、老健局長が参集する検討会である「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議」において、ガイドラインに基づき審議を行い、令和2年10月までに18件の提供を承諾した。
- 令和2年10月施行の改正介護保険法において、厚生労働大臣は匿名要介護認定情報等を第三者に提供することができる法的根拠が設けられるとともに、
 - ① NDBと介護DBの情報を連結した利用と提供が可能となること
 - ② 情報の提供を受けた者に対し、安全管理等の義務と、特定個人の識別を目的として他情報との照合禁止が規定されるとともに、義務違反に対しては罰則を科すことと
 - ③ 情報の提供を受ける者から実費相当の手数料を徴収すること（ただし、減免の規定あり）等
 などが新たに規定された。
- また、第三者提供にあたっては、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くことが規定されことに伴い、社会保障審議会介護保険部会の議論において、同部会の下に新たに設置する「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」等で提供申出についての審査を実施することされた。

＜改正法による改正後の介護保険法第118条の3第3項＞

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第百十八条の三 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、匿名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

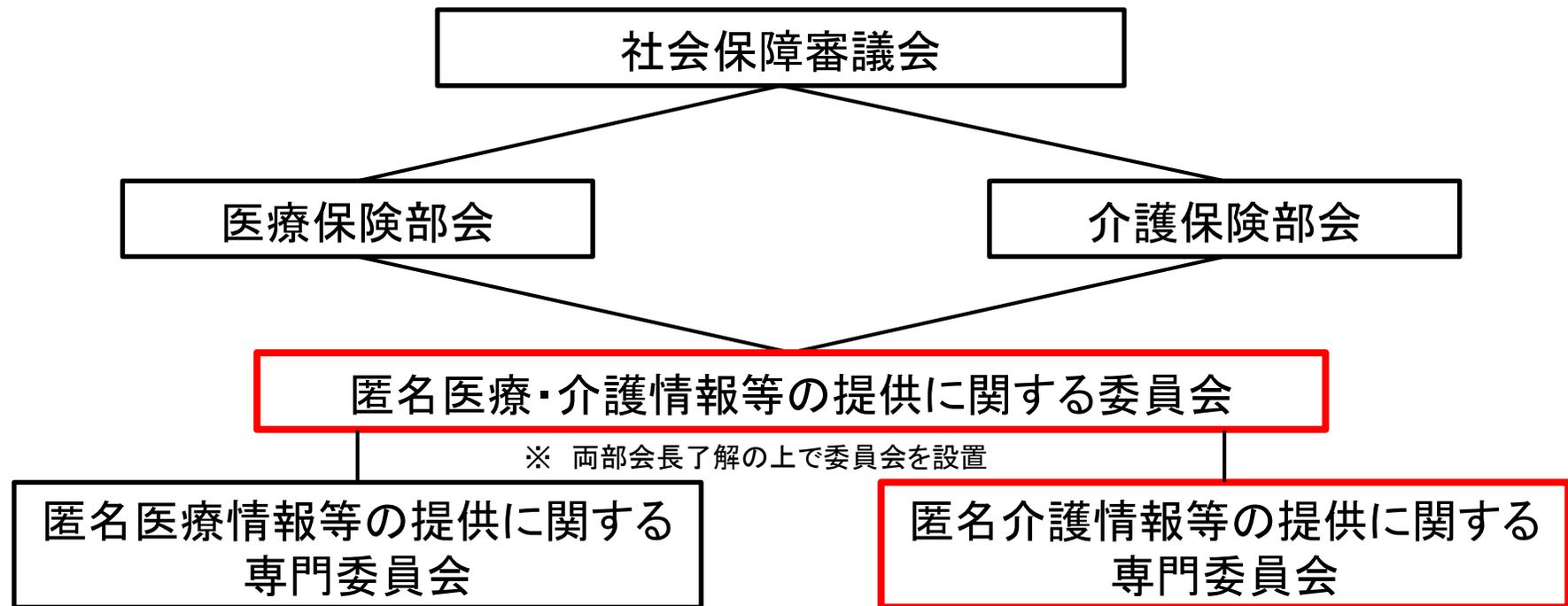
一～三 （略）

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、**社会保障審議会**の意見を聴かなければならない。

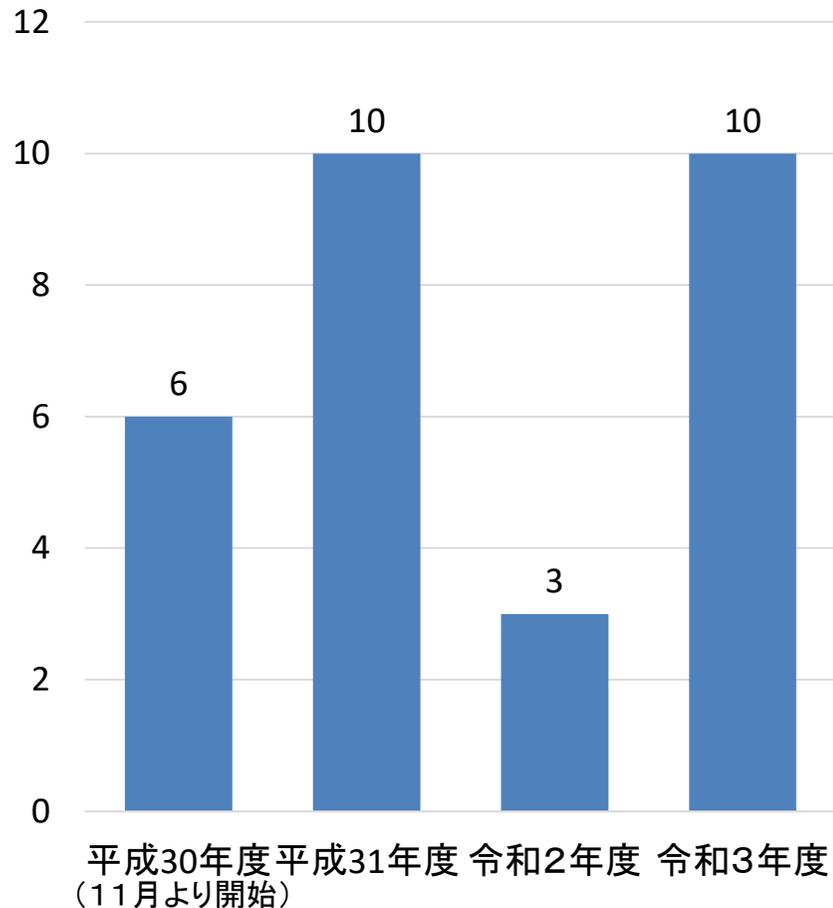
NDB・DPC・介護DBの第三者提供に係る審査体制について

- 医療保険部会・介護保険部会の下に、それぞれ「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」・「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」を設置するとともに、連結したデータを含めた一体的調査審議を行う場として「匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会」を設置。



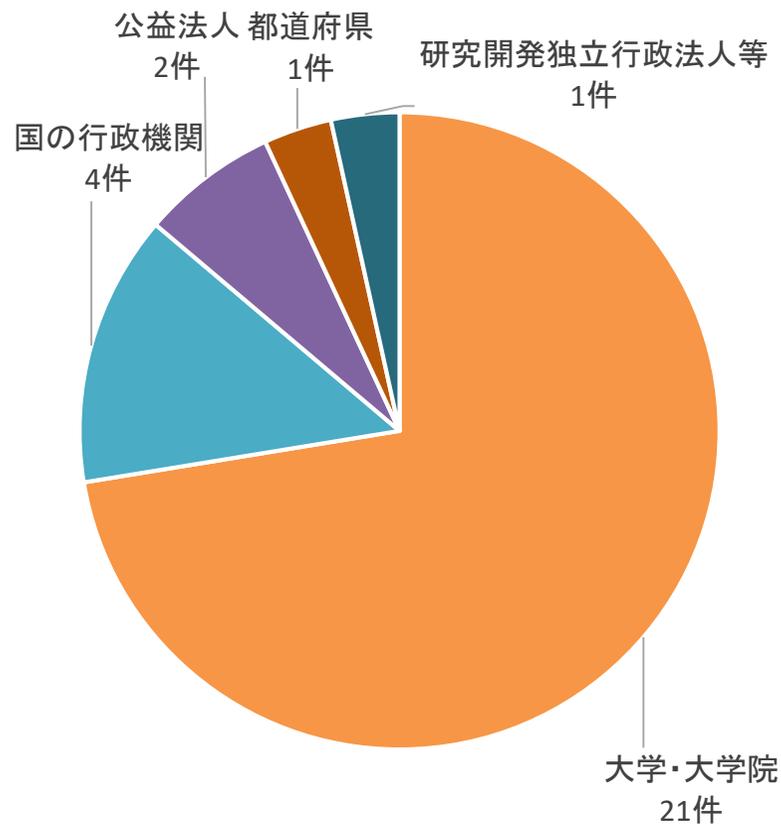
【介護DB】第三者提供の承諾件数の推移及び提供申出者の区分（令和4年3月4日時点）

第三者提供の承諾件数の推移



■ 承諾件数
※うちNDBとの連結3件

提供申出者の区分(件数)



2. 匿名介護情報等の提供に関する専門委員会等 における議論について

開催実績（令和2年10月～令和4年3月）

- ・ 匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会 計6回
- ・ 匿名介護情報等の提供に関する専門委員会 計7回

介護DBに関する主な検討内容

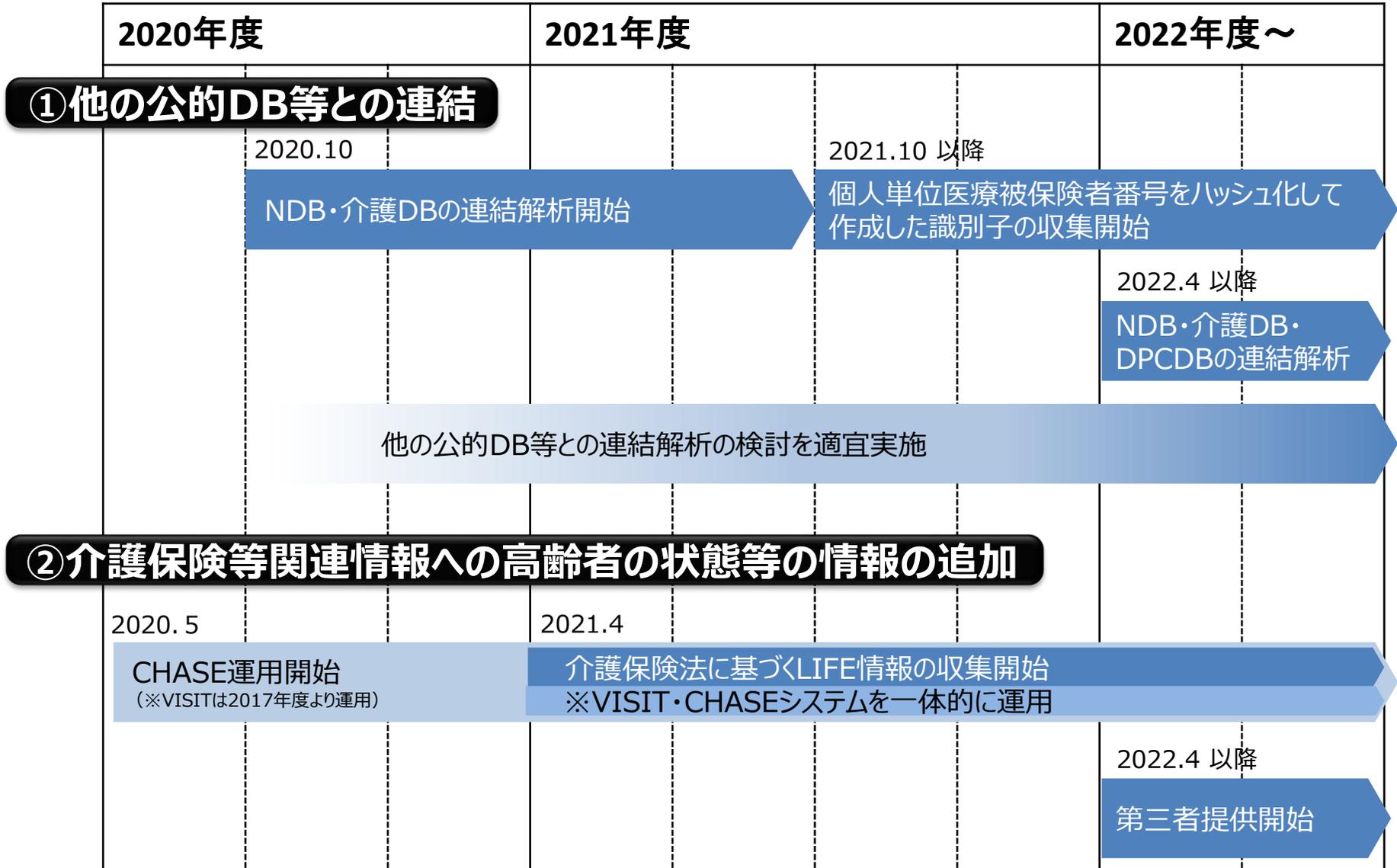
- ①他の公的DB等との連結について
- ②介護保険等関連情報への高齢者の状態等の情報の追加について
- ③介護DBオープンデータについて
- ④医療・介護データ等の解析基盤（HIC）の開発

現状・課題

- 「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議報告書」（平成30年11月16日）において、保健医療分野の他の公的データベース（D P Cデータベース、全国がん登録データベース、指定難病・小児慢性特定疾病データベース、M I D - N E T）との連結解析については、「N D B、介護D Bとの連結解析の具体的なニーズについて、関係者間で共有されること」等の要件が提示された上で、各データベースについても、連結解析に対するニーズや期待される有用性がそれぞれに認められることから、各データベースの課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進めるべきとされ、法的・技術的課題が解決されたデータベースから順次、連結解析を可能としていく方針である。
- さらに、規制改革推進会議 第11回医療・介護ワーキンググループ（令和2年4月15日）において、有識者会議報告書では直接検討の対象となっていなかったものの、令和元年11月の有識者会議において、死亡情報とNDB・介護DBとの連結解析の有用性についての指摘があったことを踏まえて、今後死亡情報との連結解析についても、検討を進めていくこととされた。
- 人口動態調査（死亡票）についても連結解析の要望があることから、他の公的データベースにおける検討と同様に、ニーズや期待される有用性および、上記有識者会議報告書で示された下記の①から④までの諸点の観点から、議論を進めていくこととしてはどうか。
 - ① 連結解析の具体的なニーズがデータベースの関係者間で共有されているか
 - ② 収集・利用目的が法令等で明確に定められ、連結解析を位置づけることが可能であるか
 - ③ 第三者提供の枠組みが法令等で定められ、連結解析に係る第三者提供を位置づけることが可能であるか
 - ④ N D B、介護D Bとの匿名での連結解析が技術的に可能であるか

これまでの経緯・現状・課題

- これまで、介護保険等関連情報については、介護保険法に基づき、要介護認定情報、介護レセプト等情報の収集等を実施してきた。
また、令和元年5月に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の介護保険法に基づき、令和2年10月から、匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の第三者提供を実施している。
- これに加え、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正社福法」という。）による改正後の介護保険法に基づき、介護分野におけるデータ利活用を更に進めるため、令和3年4月1日から、高齢者の状態やケアの内容等に関する情報についても収集等を開始したところである。
- この高齢者の状態やケアの内容等に関する情報の収集については、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）の運用を令和3年度に開始し、令和3年度介護報酬改定において、LIFEへのデータ提出等が要件に含まれる加算を新たに設けている。
- LIFEに登録された高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（以下「LIFE情報」という。）の第三者提供等についても、改正社福法により可能となっているため、令和2年10月第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会にて、今後、こうした情報の取扱いについても適宜検討を行っていく必要があるとされた。
- 以上を踏まえ、令和4年4月からLIFE情報に関する第三者提供の申出を受け付け、随時その提供を開始することを想定している。



1. 作成の背景

- ◆ 介護DBには、悉皆性が高い匿名介護レセプト情報及び認定調査項目等の詳細なデータである匿名要介護認定情報等が含まれており、介護等分野の研究開発を行ううえで有用である。平成28年12月に、介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に、公益性が高い利用目的の場合には第三者への提供を可能とすることが適当であるとされ、平成30年11月より、高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供を行ってきた。
- ◆ NDBにおいては、多くの人々がNDBデータに基づいた知見に接することができるよう、NDBデータから汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、「NDBオープンデータ」として、これまでに6回公表している。
- ◆ 介護DBに関しては、介護サービスの提供実態に係るデータについては介護給付費等実態統計としてe-Stat等で公表されているものの、要介護認定の結果等に係るデータは公表されておらず、NDBと同様、オープンデータとして公表する意義は大きい。

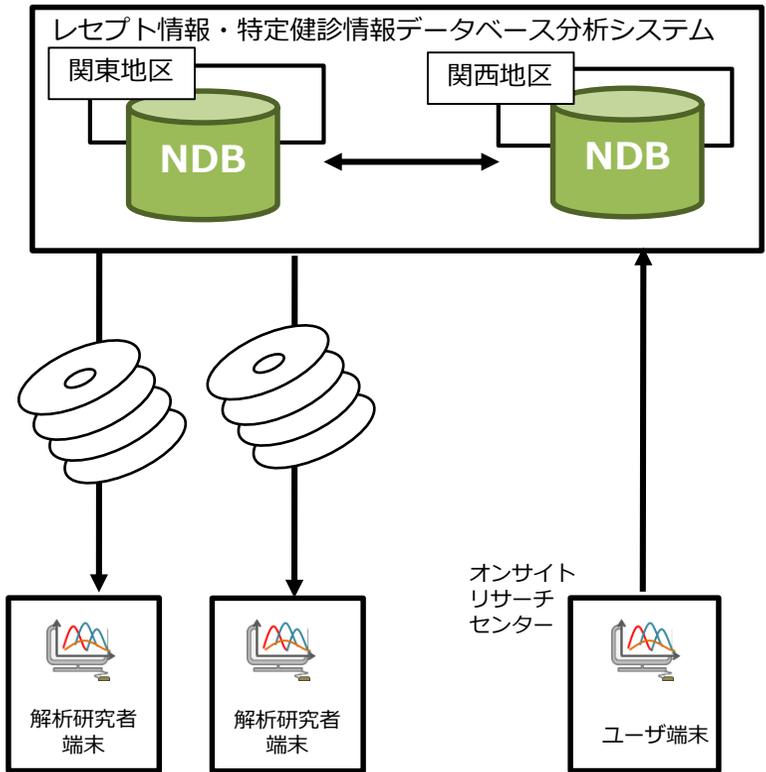
2. 作成の目的

- ◆ 多くの人々が介護DBデータに基づいた知見に接することが出来るよう、介護DBデータを用いて、「介護給付費等実態統計では公表されていない内容」という観点で基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。
- ◆ 介護DBデータに基づき、介護サービスの提供実態や要介護認定情報等のデータをわかりやすく示す。

3. 今後の予定

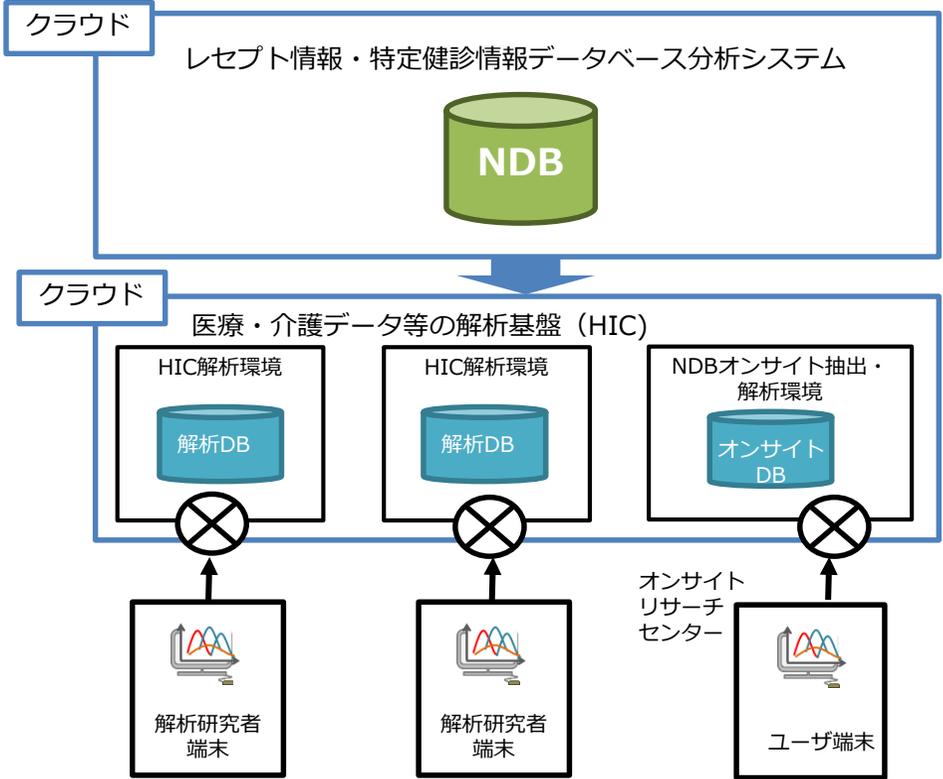
- ◆ 第1回のオープンデータを公表後、1年に1回程度を目安に集計表を拡充して公表する。

④医療・介護データ等の解析基盤（HIC）の開発



<現行イメージ>

- データ抽出等の作業増大への対応に、システム処理を行う機器の増設が必要となる。
- 災害等によりシステム障害が発生した場合、システムが復旧するまで作業が滞る。



<リプレース後イメージ>

- クラウド化に伴い、データ量や処理量に合わせて最適な処理能力の増減を行うことができる。
- 複数拠点でシステム（国内のみ）が稼働しているため、被害のないサーバーを利用し、迅速な対応が可能となる。

(※) HIC : Healthcare Intelligence Cloud

(※※) 介護DBについてもNDBと同様

(参考資料)

匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会 設置要綱

1 設置の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「改正健保法等」という。）の規定により、厚生労働大臣は匿名診療等関連情報、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報（以下「匿名データ」という。）を第三者に提供することができること、また、提供を行う場合には、匿名データを連結して利用することができる状態（以下「連結匿名データ」という。）で提供することができることとされた。改正健保法等においては、匿名データの提供に当たって、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くこととされたため、当該規定により社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会医療保険部会に「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」（以下「匿名医療データ専門委員会」という。）、社会保障審議会介護保険部会に「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」（以下「匿名介護データ専門委員会」という。）が設置された。匿名データ及び連結匿名データの提供については、一体的に調査審議を実施することが重要であることから、社会保障審議会医療保険部会長及び介護保険部会長（以下「両部会長」という。）が定めるものとして、「匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 委員会の委員は、匿名医療データ専門委員会及び匿名介護データ専門委員会に属する委員全員で構成する。
- (2) 委員会の座長は、匿名医療データ専門委員会の委員長及び匿名介護データ専門委員会の委員長を共同座長とする。なお、匿名医療データ専門委員会及び匿名介護データ専門委員会の委員長が同じ者である場合は、その者を座長とする。
- (3) 委員会に座長代理を置き、座長が指名する。

3 検討項目

- (1) 匿名データ及び連結匿名データの提供に係る事務処理並びに匿名医療データ専門委員会及び匿名介護データ専門委員会並びに委員会が行う審査の基準を定めた「匿名診療等関連情報の提供に関するガイドライン」と「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」と「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」の内容等について、匿名データ及び連結匿名データの提供に係る一体的な調査審議を実施する観点からの検討
- (2) 連結匿名データの提供申出について、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」と「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」に基づく審査
- (3) 匿名医療データ専門委員会及び匿名介護データ専門委員会における審議結果等の聴取
- (4) その他

4 運営等

- (1) 委員会は、匿名データ及び連結匿名データの提供申出状況を考慮した上で、随時開催する。
- (2) 委員会の議事は、原則公開とする。ただし、座長が、提供申出対象の情報について、個人情報保護等の観点から特別な配慮が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- (3) 委員会の検討結果及び聴取事項については、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会（以下「両部会」という。）に年次の報告を行う。なお、委員会の議決は、両部会長の同意を得て、両部会の議決とすることができる。
- (4) 委員会の庶務は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課及び老健局老人保健課において行う。
- (5) 上記のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

匿名介護情報等の提供に関する専門委員会 設置要綱

1 設置の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）、改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）及び改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、厚生労働大臣は匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護データ」という。）、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報を第三者に提供することができること、また、提供を行う場合には、匿名介護データを連結して利用することができる状態（以下「連結匿名介護データ」という。）で提供することができることとされた。

このため、匿名介護データ及び連結匿名介護データ（以下「匿名介護データ等」という。）の第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、介護保険法の規定により社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会介護保険部会（以下「部会」という。）に「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- （1）専門委員会の委員は、別紙とする。
- （2）専門委員会に委員長を置く。
- （3）専門委員会に委員長代理を置き、委員長が指名する。

3 検討項目

専門委員会は、匿名介護データ等の提供に係る事務処理及び標準化並びに専門委員会が行う審査基準を定めた「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」等について検討を行う。

また、匿名介護データ等の提供申出があった場合には、当該提供申出のあった匿名介護データ等の利用について、相当の公益性の有無を次の（1）から（3）までに掲げる事項等を踏まえて判断するとともに、不適切利用による個人の権利利益の侵害防止の有無等も含め総合的に審査する。

- （1）匿名介護データ等の利用目的
- （2）匿名介護データ等の利用内容
- （3）成果の公表の有無 等

4 運営等

- （1）専門委員会は、匿名介護データ等の第三者提供の申請状況を考慮した上で、随時開催する。
- （2）専門委員会の議事は、提供申出の対象となる情報について、個人の情報の保護等の観点から特別な配慮が必要と認める場合を除き、原則公開とする。
- （3）専門委員会の検討の結果については、部会に年次の報告を行う。なお、専門委員会の議決は、社会保障審議会医療保険部会長及び介護保険部会長が定める「匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会」に報告の上で、社会保障審議会介護保険部会長の同意を得て、部会の議決とすることができる。
- （4）専門委員会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。
- （5）上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

「匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会」 構成員

今村 知明	奈良県立医科大学教授	中島 誠	全国健康保険協会理事
宇佐美 伸治	日本歯科医師会常任理事	中野 壮陸	公益財団法人 医療機器センター専務理事
齋藤 俊哉	国民健康保険中央会理事	中野 恵	健康保険組合連合会参与
鹿野 真弓	東京理科大学薬学部教授	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授
嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科 教授	堀 真奈美	東海大学健康学部長兼 健康マネジメント学科教授
田尻 泰典	日本薬剤師会副会長	松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生 学 教授
田中 純子	広島大学疫学・疾病制御学 教授	宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
辻 真弓	産業医科大学医学部衛生学 教授	武藤 香織	東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター 公共政策研究分野教授
東宮 秀夫	医薬品医療機器 レギュラトリーサイエンス財団 研修事業本部長	◎山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
長島 公之	日本医師会常任理事		

(◎は委員長)

(敬称略、五十音順)

「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」 構成員

今村 知明	奈良県立医科大学 教授
齋藤 俊哉	国民健康保険中央会 理事
辻 真弓	産業医科大学医学部衛生学 教授
長島 公之	日本医師会 常任理事
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局 解説委員
武藤 香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野 教授
◎山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター 理事長

(◎は委員長)

(敬称略、五十音順)